

# 古代韓・日（日・韓）の文化交流

## —相通じる古代東アジア世界—

尹 善 泰

翻訳：方国花

1. はじめに
2. 「高句麗尺文化圏」の誕生
3. 紙木併用期の木簡文化
4. おわりに—古代東アジアにおける律令の系譜

### 1 はじめに

東アジアの古代社会は自己を表現する手段として漢字を導入した。これは漢字を媒介として中国文化が韓半島、日本列島に拡散する契機となり、東アジアの古代社会が緊密に繋がる一つの世界、一つの文化圏を形成する基礎ともなった。

ところで、今まで漢字や中国文化は中国から一方的に周辺社会へ伝えられたと言われてきた。また、日本では、古代日本が中国との直接的な交流のなかで中国文化を受容したと理解する傾向があるようだ。もちろんそういう交流がなかったわけではない。しかし周辺社会に伝えられた中国文化の内容を具体的にみてみると、このような見解には多くの問題点がある<sup>1</sup>。

このような見方の根底には「世界」が中心から形成されたと考える啓蒙主義的思想がひそんでいる。中心と周辺は優劣の関係で結ばれているのではない。中心と周辺は世界を構成する同等の資格を持つ成員である。中心も世界の一地域に過ぎない。文明は中心で生まれたが、そういう文明を変容し消化した周辺部の働きがなかったら世界は到底成り立つことができなかつただろう。した

がって、周辺部における中心文化の変容もまた他の文化文明を作り出すための過程に違いない。

古代東アジアの漢字文化圏は皆漢字を媒介として中国文化を受容したが、その中には文化的断層も存在した。中心と周辺の落差だけでなく、周辺社会内部にも様々な偏差があった。これは中心部が周辺部へと文化を伝えたのではなく、周辺部が中心文化を自分たちに合うように変容させたからだ。また、周辺部によっては他の周辺部で取り入れた文化を間接的に受け入れたものもある。

そこで、周辺部が中心部と交流した事実だけを以って、周辺部が中心文化を受容した過程と安易に論じることは、古代東アジア世界の形成を理解するのに何の助けにもならないと言えよう。むしろ周辺部が中心文化を自分のものにするために試みた色々な変容と翻案の過程を具体的に検討する作業のほうが、より必要である。本稿では、古代韓日（日韓）の文化交流を検討するにあたって、中国文化を受容した古代東アジア周辺社会の創造的な変容過程に焦点をあてて述べていきたいと思う。

## 2. 「高句麗尺文化圏」の誕生

「高句麗尺」は古代日本の律令註釈書である『令集解』に、大宝令（701）及び令前（大宝令もしくは浄御原令が制定される以前。以下同じ）には量田にこの尺を用いたと記録されている。この尺度制は和銅格（713）により廃止されるまで持続した<sup>2</sup>。『令集解』には「高麗尺」と書かれている。しかし、この「高麗」は「高句麗」のことなので、後代の高麗（918-1392）との誤解を避けるために、ここでは「高句麗尺」と称する。

高句麗尺は、1905年、日本の法隆寺「再建・非再建」論争で、非再建の立場にいた関野貞によって近代以降再登場した<sup>3</sup>。氏は法隆寺の創建当時「高句麗尺」と呼ばれていた1.176曲尺（35.6cm）が营造尺として使われたと主張し、平壤城外城にある「箕子井田」と言われている遺蹟を直接測って、これも高句麗尺で作られた高句麗の都市遺蹟であることを確認し、高句麗尺の存在を立証しようとした<sup>4</sup>。また氏は『令集解』の高句麗尺を東魏尺と理解した狩谷椋

斎（1775-1835）の見解を受け入れて<sup>5</sup>、東魏尺が高句麗を経て日本に伝わったので「高句麗尺」と呼ばれるようになったとしている。

その後、藤田元春は北方民族が使用した長尺が南北朝時代に中原へ入って使われるようになったが、遼東を経て東方に伝わったのが高句麗尺になり、西方へ伝わったのが東魏尺になったとした<sup>6</sup>。また、米田美代治と藤島亥治郎は高句麗だけでなく、百済や新羅の三国全体に東魏尺の伝播範囲が拡大したとする。彼らは百済の定林寺五層石塔<sup>7</sup>、新羅の皇竜寺の復元に<sup>8</sup>東魏尺を適用した<sup>9</sup>。

ところで、このような研究史において注目すべきことは、「高句麗尺」という尺度名称に刻印されている「高句麗」という存在そのものに対して誰も特別な関心を持たなかったという点である。上記の研究のなかで共通して言えるのは、高句麗はただ東魏尺が日本に伝わる途中にある一つの国に過ぎないという扱いをうけていた点である。上記の研究者は中国と日本の関係にしか関心がなかった。

「高句麗尺」という名称は、それを受容した古代日本の表現という点で、この尺度制を受け入れた日本の契機を理解することができる重要なキーワードだと考えられる。言い換えれば、高句麗尺が中国の尺度（例えば東魏尺）かというよりは、中国の尺度制の伝播過程が日本の場合なぜ高句麗を通じて行われたのか、古代日本の尺度制成立過程における高句麗の役割は何だったのかをよく考えるべきだと思う。

古代東アジア周辺社会の中国文化受容は、決して中国王朝と周辺国との関係、すなわち二国間の関係だけでは完全に把握することができない。中国文化の伝播経路や定着問題を見ると、周辺民族間との関係が想像以上に大きい役割を果たしていた<sup>10</sup>。この点は高句麗尺の誕生と伝播過程を通じて確認することができる。

『令集解』に註釈として伝わっている和銅格（713）を通じて、令前・大宝令・和銅格段階で古代日本の尺度制がどのように変化したかを検討することができる。和銅格は、以後、古代日本の変わらない規準になる。これを分かりやすく表で示せば以下のようなものである。

表1 古代日本の尺度の変化

法令 条文	令前	大宝令 (701年)	和銅格 (713年)
尺度	量田尺 = 高句麗尺 6尺 = 1歩、1代 = 5歩 <sup>2</sup> 50代 (1段) = 250歩 <sup>2</sup>	基準尺 = 唐大尺 量田尺 = 高句麗尺 5尺 = 1歩、1代 = 5歩 <sup>2</sup> 1段 = 360歩 <sup>2</sup>	基準尺 = 唐大尺 量田尺 = 唐大尺 6尺 = 1歩、1代 = 5歩 <sup>2</sup> 1段 = 360歩 <sup>2</sup>

\*備考：陰影部分の比率が同じなのは互いの面積が同じであることを示す。

古代日本で最も中心となる量田単位である1代の面積は1束を生産することができる面積を基準に策定された。1代はよく「1束代」とも言われていた。古代日本の量田制は土地生産量を基準にした量田方式であり、これは令前に受け入れた「高麗術」、すなわち高句麗の量田術に起源する。古代日本では令前以降、量田尺と歩尺の換算が常に変っていたが、受取単位である1段の面積だけは変化がなかった。古代日本で量田尺と歩尺の換算が常に変化したのは、令前に実施された量田をそのまま維持するためだった。

ところで、古代日本はなぜはじめから和銅格のように絹布収取のための基準尺と量田尺を唐大尺に統一しなかったのだろうか。大宝令の尺度制は国家基準尺と量田尺が統一されていなく、このような古代日本の尺度制は一元的な中国の尺度制とは異なる重要な特徴をもつと言える。古代日本では国家の基準尺として唐大尺を導入したが、令前から既に量田尺が使われていた高句麗尺も慣行化されて廃止することができなかつた上、唐大尺とその1.2倍である高句麗尺を共に用いれば、小尺と大尺の換算や、度地で大尺5尺を1歩にする唐令の条文をそのまま日本の律令に運用することができるので、上記のような大宝令の尺度制規定が誕生したとする亀田氏の説がある<sup>11</sup>。

亀田氏の説で、大宝令の二元的な尺度制は「令前の慣行」が原因だとする点は筆者も賛成する。しかし、高句麗尺6尺=1歩を高句麗尺5尺=1歩に変えたことを単純に唐令と同じ字句にするために考案したと見た点については賛成できない。もちろん大宝令の尺度制は条文上では唐令に従ったところ大きい。しかし、内容からすると、絹布収取に使われた国家の基準尺と度地に使われた量田尺をそれぞれ区別しているという点で、唐の尺度制と明らかに異な

る。さらに、高句麗尺の5尺=1歩制によって、古代日本では結果的に唐大尺の6尺=1歩制という唐とは全く異なる歩尺換算方式が和銅格に登場した。

唐は大尺制の実施とともに既存の小尺である6尺=1歩制を大尺の5尺=1歩制に変えた。これは大尺制の下でも既存の量田をそのまま再利用するために1歩の長さを変化させまいと取った措置だった。すなわち、大尺の長さが小尺の1.2倍なので、意図的に小尺6尺=1歩=大尺5尺という等式が成り立つようにした<sup>12</sup>。したがって、大宝令の尺度制規定を唐令一辺倒に理解するのは問題がある。

なお、大宝令の高句麗尺5尺=1歩制に源を置いた和銅格の唐大尺6尺=1歩制が新羅でも確認されているという点が注目される。新羅は文武王5年(665)以来、唐大尺を营造尺として使ってきたにもかかわらず、歩尺の換算だけは唐と違って、6尺=1歩制をとった。このような新羅の歩尺換算は唐との関連ではなく、古代日本の場合と同じく、唐大尺を受容する前にあった新羅既存の尺度制と密接に関係するのだと思う。しかし、その起源は、唐尺を6尺=1歩に切り替えた点で、唐尺の1.2倍になる高句麗尺以外には他に考え難い。また、新羅の量田制である結負制もその単位である負・束・把などの語彙からみた時、古代日本の束代制と同じくその起源は土地生産量を基準にした量田方式にあったことが分かる。

このように、新羅と古代日本は共通して「唐大尺6尺=1歩制」という歩尺換算法を使用していただけでなく、量田制の原理も一致している。新羅と古代日本の尺度制がこのようによく似ている原因は何だったのか。これは両国が共に高句麗尺を量田尺として受容したことに起因する。古代日本において大宝令の条項が和銅格に代わったのも、それに先立って成立した新羅の唐大尺受容過程、すなわち直接新羅の律令を参考して作られた可能性もあるだろうと考える。

古代日本の量田尺だった高句麗尺の起源については、いろいろな説が出されている。高句麗尺は東魏尺という説、中国山東の量地尺に起源するという説などがかねてからあったが、これは中国側の資料の解釈に問題があったことが明らかになった。したがって、高句麗尺の起源を探す唯一の手がかりは高句麗自

身のみである。古代日本で通用された「高麗尺」という名称もこの尺度が高句麗のものであることを暗示している。

この点に関して、京畿道二聖山城から高句麗尺と同じ長さの35.6 cmの物が出土して注目されている。この定規の目盛りは全体が5寸単位になっていて、3等分されている。したがって、1尺の物と言うよりは後漢代の1尺に準じる23.7 cmを基準尺にして作られた1尺5寸の定規と推定される。これが高句麗尺かどうかは分かりかねるが、高句麗尺が後漢尺をもとに変化を遂げたものである可能性を示している。

高句麗や新羅は「律令頒布」で分かるように、当時積極的に中国文化を受け入れた。しかし、このような周辺国家の中国文化受容は選別的であり、自身の既存体制を維持・保存する面で中心とずれが生じた部分も少なくない。特に、尺度制は取取消と直結している点で、中国と流れを異にする制度的ずれが一層明らかだった。

ところが高句麗の尺度制もその長さが後漢尺と一定の関連があるという点で、中心世界の尺度制と全く関係なく展開したのではないと思う。これは周辺国家が中国文化を主体的理由で受容したとしても、そこには国際的、普遍的な契機が作用しているからだ。前述したように、新羅や古代日本が8世紀に前後して唐大尺を受容したことはその代表例と言える。それがまた当時の中国と周辺国家を含めた「古代東アジア世界」を想定できる文化的基礎だったとも考えられる。高句麗尺の誕生と消滅過程もこの二つの側面を同時に持っている。

高句麗尺はどのように誕生したのだろうか。高句麗尺を直接使用した新羅と古代日本に注目する必要がある。前述したように、両国は高句麗尺を量田尺として導入したが、いずれも土地生産量に基づいた量田制を淵源としている。この場合、高句麗の量田方式が土地生産量に基づいた量田制であった可能性をまず考えないといけない。高句麗が中国の律令制を受け入れながらも、量田を始めとする尺度制だけは在来の生産量を基準にした慣行に基づいて主体的に変容したのではなかろうか。高句麗尺を使用した新羅と古代日本の共通の基盤から見て、無理な判断ではないと思う。

一方、高句麗と百済は両国とも楽浪・帯方郡を通じて同じ時期に中国文化

を受け入れたが、律令の受容と変容過程に大きな差が見られる。これは尺度制からも明らかである。百済から出土した尺で見ると、中国と大差なく後漢尺、南朝尺、唐尺を順番に取り入れて、そのまま使用したことが分かる<sup>13</sup>。これは新羅と古代日本が中国の尺度制ではなく周辺部で作られた高句麗尺を受容し、量田制の機能と必要性を認識したこととは全く異なる。

百済を高句麗尺文化圏に入れることは資料で裏付けされない。それは、近代的国境と文化圏をそのまま古代の韓半島に投射させた恣意的な設定の仕方だと考える。百済の尺度制も高句麗尺文化圏と同様、周辺部が中心部の文化を受容した多様なパターンを理解するのに役に立つ。

古代東アジア世界の形成において高句麗尺文化圏はどのような意味を持ち、どのような役割を果たしてきたのか。高句麗尺文化圏は単に高句麗尺が誕生して伝播・受容した国家群ではない。高句麗尺文化圏は古代東アジア世界がどのように交流し、どのように形成されたのかをより具体的に見せてくれる媒体である。高句麗尺文化圏は古代東アジア世界が中心文化一色ではなく、周辺部によって変容された多様な色を持つ文化の時空間であることを教えてくれる。また、世界の形成に中心部よりは周辺部である高句麗のほうが能動的な役割を果たしたことも知らせてくれる。

高句麗は地政学的に中国文化受容の最前線に立って、他のいかなる地域よりも早く中心世界と接触した。このことは、少し後発的だった新羅や古代日本に中国文化理解の通路として重要な意味を持つ。新羅と古代日本は直接中心文化を受容・翻案したのではなく、既に中心文化を翻案して自分のものにした高句麗文化を受容し、それをさらに変容する方法で中心文化とコンタクトをとった。

高句麗文化には中国文化の主体的変容と定着過程が濃縮されているため、これを中心世界と比べるとその違いがはっきり出る。しかし、このような違いは高句麗が内部の体制保存と維持のために実験した結果生じたもので、後発の周辺国には中心文化を安定的かつ効率的に受け入れることができる土台となった。すなわち、短い時間内に周辺部が中心文化を消化しながら、文化的なずれや落差を乗り越えて行くようになる。これは古代東アジア文化の創出につなが

る。

7～8世紀に入って、新羅と古代日本が唐大尺を以って尺度制を一元化し、唐の律令体制に接近することができたのも、高句麗尺文化圏の中で変容・翻案された形態によってはじめて中心文化と交流できたという経験が重要だと思う。つまり、高句麗が文化的断層を経験して凝縮したことは、後発周辺部が中心世界に近づくことを容易にする階段となった。

### 3. 紙木併用期の木簡文化

日本で出土した古代木簡のなかで7世紀以前にさかのぼるものはまだない。中国では木簡が魏晋時代以降見られなくなり、日本の木簡文化の根源を探するのに苦労が多い。近年、韓国各地で古代木簡が出土し、日本の古代木簡を理解するのに重要な試金石となっている<sup>14</sup>。

韓国古代木簡は出土数が少ないが、日本古代木簡との比較を通じて日本古代社会の漢字受容とその変容過程で韓半島が占めた歴史的地位を確認することができる。韓国古代社会が漢代の編綴簡時代から紙時代まで全部経験したのに対して、日本には韓半島で紙木が併用された7世紀以降の木簡使用法が伝えられた。韓半島と日本の間には木簡文化の差が存在する。まず木簡の形態的側面から検討して見よう。

#### 1) 木簡の形態

##### (1) 多面木簡

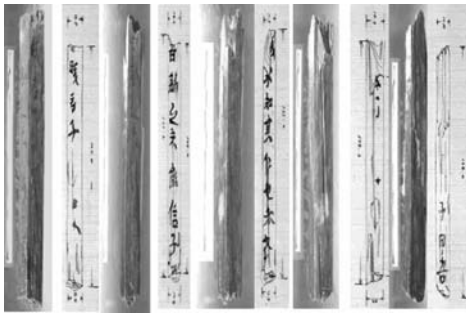
今まで発掘された韓国の古代木簡は皆6世紀以降に製作されたものだ。月城垓字と雁鴨池で出土した木簡はそれぞれ6～7世紀と8世紀以降と木簡製作年代が区分され、新羅木簡文化の時期別変化過程を推論することができる非常に重要な手がかりとなる遺物である。

雁鴨池木簡に比べて月城垓字木簡には、断面が4角形から3角形の「多面木簡」の比率が高いという点が注目される。月城垓字で出土した29点の墨書木簡中、多面木簡は11点にもなる。多面木簡の中には6行に墨書されたものも



あった。これに対して、雁鴨池木簡には全部で69点ある墨書木簡中で多面木簡はたったの4点に過ぎない<sup>15</sup>。したがって、多面木簡は6～7世紀に普遍的に使われていたが、8世紀以降消えつつあったことが分かる。

現在、調査報告された韓国古代墨書木簡の中で多面木簡の占める比重は10%にも上る。多面木簡は韓国古代木簡文化を代表する重要な特徴の一つと考えられる。一方、韓半島の木簡文化を継承している日本の場合は、木簡出土点数が30万点を上回るにもかかわらず、多面木簡の出土例は極稀である。しかし、7世紀初めには多面木簡が報告されており、特にその墨書の内容に『論語』を記録したものがあるのは韓半島との関連性が考えられる。



1面 2面 3面 4面 5面  
【図1】 仁川桂陽山城出土論語木簡

まず、韓国の金海鳳凰洞遺跡と仁川桂陽山城遺跡（図1）から出土した6～7世紀代の『論語』多面木簡をよく見てみよう。この木簡には『論語』の「公冶長篇」が墨書されていて、断面4角形または5角形の棒状になっていて、その原型は1mに達すると推測される。韓半島の論語多面木簡は、『急就篇』、『蒼詰篇』

など学習用教本を記録した漢代の觚（多面木簡）と似ているため<sup>16</sup>、これを起源とすると思われる。このような形態の木簡は、ある一面の字を読んだり覚えたりする時に、他の一面の字が見えないため、初学者の暗記学習に有用であり<sup>17</sup>、韓半島の古代社会にも影響を及ぼしたと考えられる。

新羅では既に6世紀の「真興王巡狩碑」に帝王の基本姿勢として『論語』の字句が言及され、7世紀にも金庾信、丕寧子、郝熱撰干など中央や地方の支配層たちが論語の字句を暗誦し、自分の座右銘や作名にして活用していたことが確認できる<sup>18</sup>。また、統一後は国学分野でも『論語』は『孝経』と共に最も重要な経典として、学生が必ず読まなければいけない書物として位置づけられていた。

日本の徳島県観音寺遺跡からも論語多面木簡が出土して注目されている。観音寺遺跡出土論語木簡は7世紀のもので、形は断面が四角形で、各面に『論語』の「学而篇」が墨書されている（図2）。このように、この木簡は形からみても、墨書内容からみても韓半島の論語木簡と非常に似ていて、韓半島と日本列島の文字文化の関係を証明できる良い素材である<sup>19</sup>。

【図2】徳島県観音寺遺跡出土木簡

- イ) 子曰 学而習時不□□乎□自朋遠方来□□楽□不□□不愠
- ロ) □□□□乎□ [     ] □□
- ハ) [     ] □□□□□□□□人 [     ] □□□
- ニ) □□□□□□□□□□□□□□□□



(653) × 29 × 19

『古事記』の「応神天皇条」には『論語』と『千字文』が百済の和迺吉師（王仁）によって伝えられたという伝承がある。この記事が事実だと言うことは難しいが、少なくとも『論語』と『千字文』が盛んに用いられた7世紀から8世紀前半の古代日本社会において、文字文化は百済から伝わったという認識が文字を学ぶ人々の間で共有されていたことを示してくれるといえよう。桂陽山城出土論語木簡は発掘者側で百済の木簡と報告したが、新羅の木簡である可能性も排除できない。といっても、このような学習用多面木簡は楽浪・帯方郡などを通じて百済に先に伝わり、また百済を経由して新羅、古代日本へと伝わった可能性を考えるほうがより合理的にみえる。

## (2) 荷札木簡

「荷札」は付札の中でも税金などの貢進物につけるために製作した札のことを指して言う<sup>20</sup>。一般的には札に納税者の「地名+人名+税額」が記録されている。この「荷札」という語彙は、日本の木簡研究者が作った学術用語で、紙木併用期を代表する木簡だと言える。

最近、慶南咸安の城山山城で 561 年頃に製作された新羅の荷札が大量に発掘され<sup>21</sup>、古代日本の荷札が韓半島に起源をもつことがより一層明らかになった。城山山城の荷札は、日本の 7 世紀末、評制下初期の荷札と記載様式や形態面の類似性が確認された<sup>22</sup>。

しかし、問題はこのような荷札の発明を新羅独自の創案と見ることができるかどうかという点だ。この問題に関して、尼雅出土晋代（或いは後漢代）の「謁（刺）」の墨書内容と形態が城山山城の荷札と似ているという指摘があった<sup>23</sup>。しかし、木簡の下端に切込みがある形については、戦国時代の曾侯乙墓出土の物品楬（荷札）にも確認された<sup>24</sup>。あるいは、荷札は物品の付け札という本質的機能によって、形態的類似性が視覚空間を越えて現われる可能性もあると思う。そこで、新羅の荷札の起源についての追跡は「税金貢進」という荷札のより直接的な機能と関連付けて検討する必要がある。

漢代には、荷札木簡ではないが、税金につけられ、新羅の荷札と記載様式が類似する税金貢進用「物品検」がある。この「物品検」には、納税者の「地名 + 税額（+ 責任者）」が記載されているが、新羅の荷札と記載様式が一致する。漢代には税金を貨幣で徴収した。また個人の分を一定の地域単位にまとめて納めた。巾着に貨幣を入れて「物品検」で封じる方法は新羅の荷札と同じ性格の物と考えられる。

韓国古代社会では貨幣ではなく、物品で納めていたため、現実に合わせて物品の袋につける札を「物品検」の代わりに使い、税金貢進用物品検の記載様式だけはそのまま吸収したのではないかと思われる。要するに、荷札の形態は漢代の「物品楬」から、記載様式は「物品検」という漢代の簡牘文化の影響で誕生したと考えられる。このような荷札は、まず高句麗・百濟から始まって、新羅、古代日本へと伝わった可能性が高いと思う。

### (3) 題箋軸

官庁では膨大な量の文書を生産するために、これらを分類して捜しやすくしないと効率的な業務処理が不可能である。そのために各文書の題目を記録した「標識」を文書ごとに付けて文書識別の手段とした。

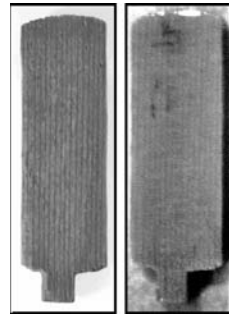
古代日本では文書の題目を書く「題箋」と紙文書を巻く巻軸が一体となった特殊な巻軸である題箋軸を使用していた。「図3」の巻軸上端の広めの頭部が該当文書の題目を書く題箋部分である。紙文書を巻軸に巻いても、巻軸上端に書いてある題目は表に現われて、題箋（即ち標識）の役目を果たすことになる<sup>25</sup>。



【図3】 古代日本の題箋軸

日本では題箋軸が正倉院に伝えられていたため、ずいぶん前から知られていた。発掘を通して古代の都城、地方官衙、寺院などの遺跡から多くの題箋軸が出土しているが、皆8世紀以降のものである<sup>26</sup>。しかし、中国ではまだ古代日本の題箋軸のような形の巻軸が発見されていない。よって、題箋軸の起源について論ずるのは難しかった。

最近、扶余双北里280-5番地から題箋軸の可能性が高い百済木簡が出土され、学界の大きな注目を浴びている。双北里の題箋軸は巻軸の大部分が破損されているが、題箋部分と巻軸の一部が残っている（図4）。現存の長さは5.5cmで、幅は1.6cm、厚さ0.45cmで、残っている軸の長さは0.6cm、幅は0.6cmである。題箋部分に墨書が2文字確認できるが、発掘者は「与□」と報告している<sup>27</sup>。



【図4】 双北里出土題箋軸

研究者によっては後の判読不能の字を「張」と読む人もいる。この見解は、古代日本で隣の音が同じならば偏が違ってても通用する例がたくさん確認されるので、この木簡の「張」は「帳」の意味だと推定して、この「与帳」を同じ遺跡から出土された後述する「佐官貸食記木簡」と結びつけて「穀物支給に関する歴名の帳簿」としたものである<sup>28</sup>。このような墨書の判読とその解釈によると、この木簡は題箋軸であることが明らかである。双北里出土題箋軸は、日本の題箋軸の起源を百済で探すべきだということを物語っている。

#### (4) 文書木簡の廃棄方式

文書木簡は誤って使用する恐れがあるため、使った後廃棄されることが一般的である。文書木簡を廃棄する一番確かな方式は木簡を焼くか、木簡の墨書部分を刀で削り落とすことだ。木簡は、刀で墨書を削り落として訂正するか、再利用することができる。また、刀で木簡を二つあるいは三つ以上に切断することもできる。「陵山里 296 号木簡」を例に検討して見よう。



〈陵山里 296 号木簡〉

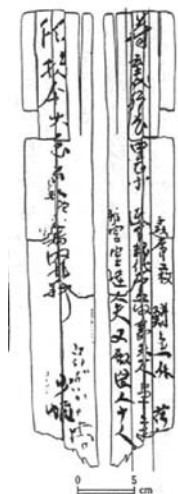
- ・三月十二日梨田三□之□膝□□膝□□□
- ・广清青青青用□□用□□□□

【図 5】

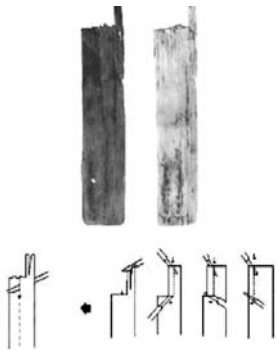
296 号木簡 この木簡は、上下は破損していないが、左側面と右側面を意図的に切った痕跡が確認できる。この木簡は細長形で長さが 27.3 cm である。陵山里木簡の中では四面木簡の次に大きい。

この木簡は墨書状態からみて、最初は「三月十二日梨田三」などが記録された帳簿用文書木簡だったが、使い終わった後、下端部の墨書を削刀で切り落としてから、習書木簡として再利用され、左右側面を切り捨てた後廃棄したと推定される（図 5）。帳簿の部分と習書の部分（積文の斜体）が異筆であることもこれを裏付ける傍証となる。「陵山里 303 木簡」に残っている墨痕をみても、意図的に木簡の左右側面を縦に切り落としていて、296 号木簡と同じ廃棄方法が使われているのが確認される。

このように木簡を削刀で二つ或いは三つ以上に切断するのは、古代日本の「郡符木簡」にも確認でき、注目される<sup>29</sup>（図 6）。特に「官北里 283 号木簡」は、細かいところまで古代日本の文書木簡の廃棄方法と



【図 6】 日本の郡符木簡



【図7】 官北里 283 号木簡と古代日本の木簡廃棄過程比較

似ている。

「図7」の下側は古代日本の木簡の廃棄過程を図解したものだ。まず削刀で木簡の端を縦に切り、再び横に刀を入れて順番に折る方法で廃棄している<sup>30</sup>。「官北里 283 号木簡」の現存状態がこのような古代日本の木簡廃棄過程と非常に似ている<sup>31</sup>。

以上の点からみて、百済には文書の誤用を防ぐために文書木簡を決まった方式で廃棄する方法が官人社会に存在したことが分かる。また、百済の滅亡後、多くの百済官人層が日本に亡命し、その時に日本へ百済の廃棄方法などを伝え

た可能性も暗示する。

## 2) 文書式の変容

漢字は字の数が膨大であり、膠着語を使う韓半島と日本列島の古代人たちが漢文を完璧に駆使するのは非常に難しい事だった。6世紀、新羅にも『詩経』、『尚書』などを熱心に勉強することを誓った人物たちがいたが、彼らが生きた『壬申誓記石』（552）は漢文ではなく、単に漢字を自国語の語順に並べているだけである。

「迎日冷水里碑」（503）からも分かるように、新羅には6世紀の初めに、既に漢字を使って「王命（教）」と司法判決などを文書形式で伝達して保存する初歩的な文書行政が施行されていた<sup>32</sup>。7世紀半ばまで官僚たちの漢文理解力が低かったにもかかわらず<sup>33</sup>、このように早くから文書行政システムを稼働させることができたのは、漢字体系と韓国語の違いを乗り越えるために様々な努力がなされたからだ。

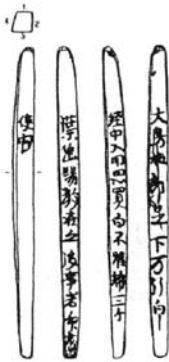
このような努力の中で最も重要なものとして古代韓国人たちの「借字表記法」開発を挙げることができる<sup>34</sup>。韓国古代社会では、中国語との言語的差により漢文を読むのに韓国語式で文中に切れ目を入れたり、漢字一文字一文字

の解釈順序を組み立てる文法的作業を漢字の受容と同時に進行するほかなかった。その最初の試みは「広開土王碑」や「中原高句麗碑」で確認されるように、文末に「之」を意図的に入れる高句麗の文末表記方式から見られる<sup>35</sup>。

新羅にも6世紀から、外交文書を除いた国内用行政文書に漢文の語順と韓国語語順が混在する文章が作られ、7世紀末以前に既に漢字を借りて自国語を完璧に表記する「郷札」の段階に入っている。月城塚字で発掘された6～7世紀の文書木簡や、紙帳簿である「新羅村落文書」（695年）などがその発展過程をよく示してくれる。

ところで、このような借字表記法の発展と共に各種文章符号にも注目する必要がある。文章の中に使われた符号は、意思伝達を明確にするために考案された記号が大部分である。それらの符号は、漢字受容者側の言語と中国語との違いと漢文読解の障害を乗り越えられる、文字よりもずっと普遍的な象徴記号なので、韓国古代識者層たちも中国の書写文化で使われた各種符号を取り入れて、意思疎通の正確性をはかるために積極的に活用した。

この中でも「空白」、即ち意図的になされた分かち書き（blank）は最も重要な符号である。普通符号といえば、句点や読点のような類のものが思い浮かぶだろうが、文章や単語の間の「空白」も単語や文章を区切る装置という点で重要な文章符号といえよう。



【図8】 月城塚字 149 号木簡

犬飼隆氏は「壬申誓記石」や「図8」にある「月城塚字 149 号木簡」の3面の「教在之」の後ろにくる「空白」に注目し、新羅では「之」という終結語尾後に意図的に「空格（空白）」を入れる事例が確認され、これが「句読」として機能し、古代日本の書写文化にも影響を与えたと述べている<sup>36</sup>。

「空白」は文章の段落を表現するのに最も優先的に活用される視覚的優越性を持っている。漢代の簡牘資料にも早くから「分かち書き」が広く使われていた。このよ

うに、分かち書きは意味を明確に伝えるために段落を区分する装置だったので、新羅と古代日本の識者層にも符号として受容、活用されたのである。

高句麗では、5世紀の「中原高句麗碑」と6世紀の「長安城城壁石刻」の間に一世紀の時間差があるが、両資料の借字表記には大きな差が感じられない。もちろん6～7世紀の高句麗の文字資料があまり残ってなく、ほとんどが仏教資料なので速断するのは早いですが、新羅の6世紀半ばの資料である「戊戌鳩作碑」（578年）に、「在」のような先語末語尾が借字表記として行われているのとは明らかに違う<sup>37</sup>。

新羅人の借字表記法は高句麗に起源するが、高句麗では6世紀末以降、借字表記法が停滞或いは退潮した。しかし、新羅では7世紀に入ってからさらに発展した。特に中国の文書の様式を導入しながらも、8世紀以降借字表記が加えられた新羅固有の文書式に転換した点は古代日本と大きく異なる。

これについては「月城塚字149号木簡」が注目される。この木簡は4角形の多面木簡だが、月城塚字の埋立て時期や墨書に確認される借字表記法からみて、7世紀後半の木簡と推定される。この木簡の（1）面に書かれた最後の字「|」を筆者は「白」の最終画と見ていたが、後述するように「洗宅白之」が書かれた雁鴨池木簡から見て、「白」ではなく「之」と考えるべきである<sup>38</sup>。

#### 月城塚字149号木簡 墨書判読

- (1) 大鳥知郎足下万拜白 |
- (2) 経中入用思買白不雖紙一二个
- (3) 牒垂賜教在之 後事者命盡
- (4) 使内

筆者が最初「白」と「|」を二文字ではなく一文字にした理由は、この文書木簡の文頭にみえる「某足下白」に注目したからだ。このような書式は、日本の飛鳥、藤原地域から多数出土した「某前申」または「某前白（某の前に申し上げる）」という文言が書かれた7世紀後半の文書木簡に似ている。

例えば、日本の藤原宮木簡のなかで、「御門方大夫前白」や「法惠師前小僧



吾白」などの文言が書かれたものと非常に似ている。市大樹氏が指摘したように、次の飛鳥京跡苑池遺構（奈良県明日香村）出土木簡とはもっと密接な対応関係がある<sup>39</sup>。

- ・大夫前恐万段頓首白僕眞乎今日國  
（大夫の前で恐れ多いですが、万回も頓首して申します。（従）僕の眞乎は今日国に）
- ・下行故道間米无寵命坐整賜  
（帰りますが、道中に食べる米がありません。恵み深い命令を下して賜りたく存じます。）

よって、月城塚字 149 号木簡の「某足下白」という書式は古代日本の「某前白(申)」文書の直接的な起源である可能性が高い<sup>40</sup>。それで、筆者は「白」と「丨」を二文字にみるのではなく、一文字「白」で読み、東アジアの観点で「某足下(前)白」という形式の伝播ルートを強調したのだ<sup>41</sup>。

ところが、最近「洗宅白之」で始まる雁鴨池木簡の墨書が新しく公開された。この資料は文化財管理局の『雁鴨池発掘報告書』（1978）に「1号木簡」として紹介されたが、この木簡の赤外線写真が公開されていない、墨書の判読が困難だった。しかし、国立慶州博物館で発行した『新羅文物研究』の創刊号に赤外線写真が紹介され<sup>42</sup>、やっと本格的な研究が可能になった。この資料は、新羅文書行政の発展過程や新羅文字文化の特徴をみることができる重要なものである。

雁鴨池報告書 一号木簡判読文

- (1) 洗宅白之 二典前 四□子頭身沐浴□□木松茵
- (2) □迎□入日□□
- (3) 十一月廿七日典□ 思林

この木簡は4角形の多面木簡（318 × 28 × 15 mm）で3面に墨書されている。

各面の墨書は内容上、上のような順番で読むべきであろう<sup>43</sup>。この木簡は月城  
垓字149号木簡と同様、段落を区分する「空白」があり、用途の把握がしやす  
くなった。1面には「洗宅白之」と「二典前」の後ろにそれぞれ空隔を置いて  
いる。2面は1面の墨書より始めの部分を下げて書いている。3面は2面より  
も下げていて、月日と人名で終わっている。

このような点から見て、この木簡の墨書は発信者（洗宅）、受信者（二典）、  
文書本文（四□子～入日□□）、文書作成時期（十一月廿七日）、文書作成者（典  
□ 思林）が記載された完璧な受発文書であることがわかる<sup>44</sup>。解釈すると以  
下のようなようだ。

（文頭）洗宅が申します。二典（二つの管轄官署）宛

（本文）四□子～入日□□した。



【図9】 雁鴨池出土1号木簡

（末尾）十一月廿七日 典□ 思林

文頭は「月城垓字149号木簡」と一見同じ形式に見えるが、両者には大きな  
違いがある。149号木簡は受信者、差出人（省略）の順になっているが、上記  
雁鴨池木簡は差出人、受信者の順になっている。この文頭と文書作成時期及び  
作成者を記載する末尾の形式との対応を見ると、このような文書様式は唐律令

の公式令から影響を受け、統一新羅で新しく定められた可能性はないのかと思う。唐令や日本の養老令の移、牒、符、解などのように差出人を文頭に書き、次に受信者、本文、作成時期、作成者を記載する書き方と似ている。

ところで、8世紀以降の新羅の文書では、唐や古代日本とは違って、「移」や「解」のような公式令の名称を使わずに、「白之」という借字表記が書かれており、新羅文書様式の独自性が見られる。これに比べて、8世紀の古代日本では、全く違った方向に書式が展開した。正倉院文書の中にある、天平宝字4年（760）3月19日付の「丸部足人解」は、「丸部足人頓首頓首死罪死罪謹解 申尊者御足下」から始まって、「頓首頓首死罪死罪謹解」で終わっているが、これは唐の文書様式と漢文を完璧に駆使したものだ。

7世紀後半に入って、新羅の識者層の文字生活が借字表記を加えた文書様式を作り出して、それが8世紀にも常用されたのとは違って、8世紀の古代日本では唐の文書様式をほぼそのまま使用する段階に入り、お互いに違う道を歩みだした。このような新羅の文書作成方式は、漢字理解能力が進んだ高麗と朝鮮にまで持続したという点で<sup>45</sup>、これを中国文化の受容の初期的な現象とのみ評価するのは当を得ていない。ならば、新羅と古代日本の間に唐の公式令を受容する態度で、どうしてこのような違いが出たのだろうか。この問題を古代東アジアの律令の系譜関係を通じて解いてみたいと思う。

#### 4. おわりに — 古代東アジアにおける律令の系譜

百済史の先行研究において、手掛かりが皆無に近かった百済の律令についても、木簡資料を活用すれば接近が可能になる。これについて、7世紀に作られた「宮南池 315 号木簡」が注目される。

〈宮南池 315 号木簡〉

（表面） 西十丁●ア夷

（裏面） 西ア後巷 已達已斯丁 依活△△△丁



歸人 中口四 小口二 邁羅城法利源水田五形

この木簡を通じて、当時百済では丁・中・小の年齢等級制を実施していたことが分かる。これは羅州の伏岩里木簡からも確認できる。丁中制は国民に対する国家の租税収受が軽減される変化の中で、西魏を経て隋・唐代に定着した新しい年齢等級制だったが、親唐的だった新羅より、唐によって減ぼされた百済のほうが先にこの制度を導入したことが注目される。これは前述した百済の唐尺の受容にも現われる現象だった。

韓国古代国家の年齢等級制についていうと、今までは「新羅村落文書」に基づいた研究がすべてだったが、宮南池木簡や伏岩里木簡の発見によって、百済泗泚期の年齢等級制について分かるようになった。また、これを通じて中国律令の受容過程において現われる古代東アジア各国の違いと特徴も判明する可能性が生じてきた。

695年に作られた新羅村落文書の年齢等級制は、晉の泰始令を基本モデルにして体系化されて、その後、唐の丁中制の影響を受けたか、自国の租税軽減の方向の中で丁の上の次丁である除公に対する免税の措置が断行された。従って、7世紀末までの新羅の年齢等級制は、中国南北朝の年齢等級制と似た性格を持っていた<sup>46</sup>。これは大宝令（701年）以前の古代日本の年齢等級制（美濃国戸籍）と同じである。要するに、この時まで新羅と古代日本の律令は唐令に影響を受けなかったことがわかる。

新羅村落文書と古代日本の戸籍で家戸を高句麗の「広開土王碑」のように「烟」で表記した点、村落文書の計烟計算法が均田制実施以前の北魏の税制と類似する点、そして村落文書と美濃国戸籍の戸口記載様式がほぼ同じだった点などを合わせて考えると、北魏→高句麗→新羅→古代日本という図式の律令系譜関係ができる<sup>47</sup>。

一方で、古代日本の戸籍記載様式は「大宝令」以降、美濃国戸籍様式から西海道戸籍様式へと変わる。前者は「新羅村落文書」と似ているが、後者は「西魏」の戸籍様式と似ていることが前から指摘されている<sup>48</sup>。ところで、なぜ急に8世紀の古代日本に西魏の戸籍記載様式が登場したのだろうか。

宮南池木簡が発見される前までは、百済の律令が何も知られなかったので、

この問題に答えるのがとても難しかった。しかし、宮南池木簡を通じて、大宝令以降の古代日本における戸籍記載様式の変化原因をより具体的に追跡することができるようになった。つまり、古代日本の大宝令成立は、西魏の律令と系譜的に繋っている百済の律令の影響を優先的に考慮する必要がある。百済滅亡後、百済の識者層が古代日本に渡り、この人たちが大宝令の成立に大きな役目を果たした<sup>49</sup>。要するに、大宝令から始まった西魏系列の西海道戸籍記載様式は、7世紀末に亡命してきた百済系帰化人によって、古代日本に伝えられた可能性が非常に高いと思う。7世紀の宮南池木簡に書かれた丁中制の年齢等級制が物語るように、当時の百済の律令は、西魏の律令と系譜的に繋がる点が明らかである。

このように、百済は中国の尺度制や年齢等級制の変化を、中国と大差なく受容したが、高句麗-新羅-古代日本（令前）では「高句麗尺」のように、隋唐が登場した後も南北朝時代の律令を長い期間使い続けた。要するに、古代東アジア世界には中国文化が広く伝わり受容される過程で、高句麗と百済を軸に相異なるネットワークが存在していた。古代日本は、時期を異にしながら両側と繋がりを持ち、これにより中国文化の受容と変容が令前と律令制定後で互いに異なる姿を見せるようになったと考えられる。

本稿は、2009年11月3日に愛知県立大学日本文化学部新設記念企画として行われた国際シンポジウム（愛知県立大学公開講座と共催）「日本文化の多元性をさぐる一言語・文学・歴史・社会からみる日本文化の研究と発信」における講演予稿の日本語訳である。

## 注

<sup>1</sup> 最近、古代東アジア世界の形成において、中国と周辺国家との直接の政治関係が大きなきっかけとなっていることは明らかだが、あまり連続性のなかった中国との外交関係にだけ注目するのではなく、隣接する周辺国家間の度重なる交渉によって成り立った可能性もあることを続けて追い求めなければならないという興味深い意見が出されている（李成市『東アジア文化圏の形成』山川出版社 2000、pp.49-86）。

<sup>2</sup> 『令集解』卷12田令、「凡田条」（『新訂増補 国史大系』23巻吉川弘文館 1943、p.345）

<sup>3</sup> 関野貞「法隆寺金堂塔婆中門非再建論」『建築雑誌』218、1905

- 4 関野貞「高句麗の平壤及び長安城に就いて」『史学雑誌』39-1、1928；『朝鮮の建築と芸術』岩波書店1941、pp.345-370
- 5 狩谷枝斎『本朝度量権衡考』（富谷至校注 東京 現代思潮社1978、p.35）
- 6 藤田元春『尺度綜考』東京 刀江書院1929、pp.53-82
- 7 米田美代治『朝鮮上代建築の研究』秋田屋1944；『韓国上代建築の研究』東山文化社1976、pp.107-122
- 8 藤島亥治郎「朝鮮建築史論 其一」『建築雑誌』530、1930；『朝鮮建築史論』景仁文化史1969、pp.29-43
- 9 このような説はその後も批判なしに今日まで広く受け入れられてきた。  
尹張燮「韓国の造営尺度」『大韓建築学会論文集』1975；『韓国建築研究』東明社1983  
尹武炳『金剛寺』国立博物館 古蹟調査報告 第7冊1969  
文化財管理局 文化財研究所『彌勒寺』遺蹟発掘調査報告書（Ⅰ）1989  
張慶浩『百濟寺刹建築』芸耕産業社1990  
朴淳発「百濟都城の変遷と特徴」『重山鄭德基博士華甲記念韓国史学論叢』1996  
忠南大学校博物館『扶余官北里百濟遺蹟発掘報告（Ⅱ）』1999  
権鶴洙「黄龍寺建物址の造営尺分析」『韓国上古史学報』31、1999  
李炳鎬「百濟泗沘都城の造営と区画」ソウル大学校大学院 国史学科 修士論文2001
- 10 李成市『東アジア文化圏の形成』山川出版社2000
- 11 亀田隆之「日本古代に於ける田租田積の研究－度量衡制との関連を通して－」『古代学』4-2、pp.124-125
- 12 この後、中国では5尺＝1歩制がずっと維持される（呉洛『中国度量衡史』商務印書館1937、p.95）
- 13 尹善泰『木簡が聞かせる百濟物語』ジュリユソン2007、pp.180-190
- 14 韓国古代木簡の出土状況と研究史に対しては下記の論文を参照。  
李成市「韓国出土の木簡について」『木簡研究』19、1997  
李鎔賢「木簡発掘30年」『韓国木簡基礎研究』新書院2006、pp.13-57  
尹善泰「韓国木簡の現況と展望」『韓国古代史研究の新動向』ソギョン文化社2007、pp.467-486
- 15 尹善泰「月城垓字出土新羅文書木簡」『歴史と現実』56、2005、pp.120-121
- 16 橋本繁「古代朝鮮における『論語』受容再論」『韓国出土木簡の世界』雄山閣、2007
- 17 銭存訓『中国古代書史』東文選1990、pp.115-118
- 18 『三国史記』金庾信、丕寧子、竹竹（郝熱撰干）らの各列伝を参照。

- <sup>19</sup> 日本の徳島県観音寺遺跡から出土した論語木簡については、三上喜孝 2008 「日本古代木簡の系譜」『木簡と文字』創刊号、pp.196-199 を参照した。
- <sup>20</sup> 馬場基「古代日本の荷札」『木簡と文字』2
- <sup>21</sup> 尹善泰「咸安城山山城出土新羅木簡の用途」『震檀学報』88、1999
- <sup>22</sup> 平川南「韓国出土木簡と日本古代史研究」『韓国出土木簡 30 年』早稲田大学シンポジウム発表論文、2007
- <sup>23</sup> 安部聡一郎「中国出土簡牘との比較研究－尼雅出土漢文簡牘を中心に」『咸安城山山城出土木簡の意義』国立伽耶文化財研究所主催学術大会発表論文集 2007、pp.69-70
- <sup>24</sup> 湖北省博物館編『書写歴史』文物出版社 2007、p.67
- <sup>25</sup> 日本国立歴史民俗博物館 2002 『文字のある風景－金印から正倉院文書まで』朝日新聞社、pp.67-68
- <sup>26</sup> 杉本一樹 2002 「文書と題籤軸」『木簡研究』24、p.240  
高島英之 2004 「題籤軸」『文字と古代日本』I 吉川弘文館、pp.332-333
- <sup>27</sup> 以上双北里出土題籤軸についての説明は、朴泰祐・鄭海濬・尹智熙 2008 「扶余双北里 280-5 番地出土木簡報告」『木簡と文字』2、p.183 に基づいた。
- <sup>28</sup> 平川南 2009 「韓国木簡が聞かせてくれるもの－古代日本に伝えた政治と文化－」『古代の木簡、そして山城』韓国博物館開館 100 周年学術シンポジウム発表論文集、p.29
- <sup>29</sup> 平川南 2000 「日本古代木簡研究の現状と新視点」『韓国古代史研究』19、p.127
- <sup>30</sup> 「図 7」の下のほうにある廃棄方法復元図は平川南氏の上記論文 p.130 「図 2」から引用した。
- <sup>31</sup> この説はすでに李鎔賢 1999 の前掲論文 p.342 にも指摘されている。
- <sup>32</sup> 李成圭「韓国古代国家の形成と漢字の受容」『韓国古代史研究』32、2003、pp.73-74
- <sup>33</sup> 武烈王（在位期間：654～661 年）が即位した頃、唐から外交文書が到着すると、「強首」だけがそれを解釈することができたという（『三国史記』卷 46、強首伝）。よって、少なくとも新羅には 7 世紀半ばまで高級漢文を解読することができる識者層が極めて少なかったと考えられる。
- <sup>34</sup> 借字表記の発達過程については、既に相当なレベルの研究結果が蓄積されている。借字表記の定義と基礎的概観は南豊鉉『吏読研究』太学社 2000、pp.11-56 を参照。
- <sup>35</sup> 李基文「吏読の起源に関する一考察」『震檀学報』52、1981、p.70；南豊鉉の前掲図書、2000、pp.60-67
- <sup>36</sup> 犬飼隆「日本語を文字で書く」『列島の古代史一言語と文字』岩波書店 2006、pp.38-42
- <sup>37</sup> 南豊鉉、前掲図書、2000、p.144
- <sup>38</sup> 鄭在永「月城垓字 149 号木簡に現われる吏読に対して」『木簡と文字』創刊号 2008、

pp.97-103

- <sup>39</sup> 市大樹「慶州月城垓字出土の四面墨書木簡」『日韓文化財論集Ⅰ』（学報77冊）、奈良文化財研究所2008
- <sup>40</sup> 日本でもこのような「某前申」という文言が中国六朝時代の書状や文書の書式を起源として、韓半島を経由して流入したという説が出されている（東野治之「木簡に現われた「某の前に申す」という形式の文書について」『日本古代木簡の研究』塙書房1983、pp.255-282）
- <sup>41</sup> 尹善泰、前掲論文2005、pp.137-138
- <sup>42</sup> ハムスンソプ「国立慶州博物館所蔵雁鴨池木簡の新しい判読」『新羅文物研究』創刊号、慶州国立博物館2007、p.143
- <sup>43</sup> 橋本繁「雁鴨池木簡判読文の再検討」『新羅文物研究』創刊号、慶州国立博物館2007、p.106
- <sup>44</sup> しかし、木簡の形や書き方から見て、本格的な文書木簡を作成する前に文言を習書したものではないかと思われる。今後、詳しく検討する。
- <sup>45</sup> 官僚層の漢文理解能力が相当高かった高麗と朝鮮時代にも、行政文書がすべて吏読で書かれたのは、新羅の文書様式の影響を受けたからだ。歴史時代における行政文書様式の典範は新羅にある。
- <sup>46</sup> 尹善泰「新羅の統一期王室の村落支配－古文書と木簡の分析を中心に」ソウル大学大学院国史学科博士学位論文2000、pp.166-167
- <sup>47</sup> 尹善泰「新羅村落文書研究の現状」『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版、p.403
- <sup>48</sup> 曾我部静雄「西涼及び両魏の戸籍と我が古代戸籍との関係」『律令を中心とした日中関係史の研究』吉川弘文館1968、pp.345-380
- <sup>49</sup> 田中聰「夷人論－律令国家形成期の自他認識－」『日本史研究』475、2002、p.14